

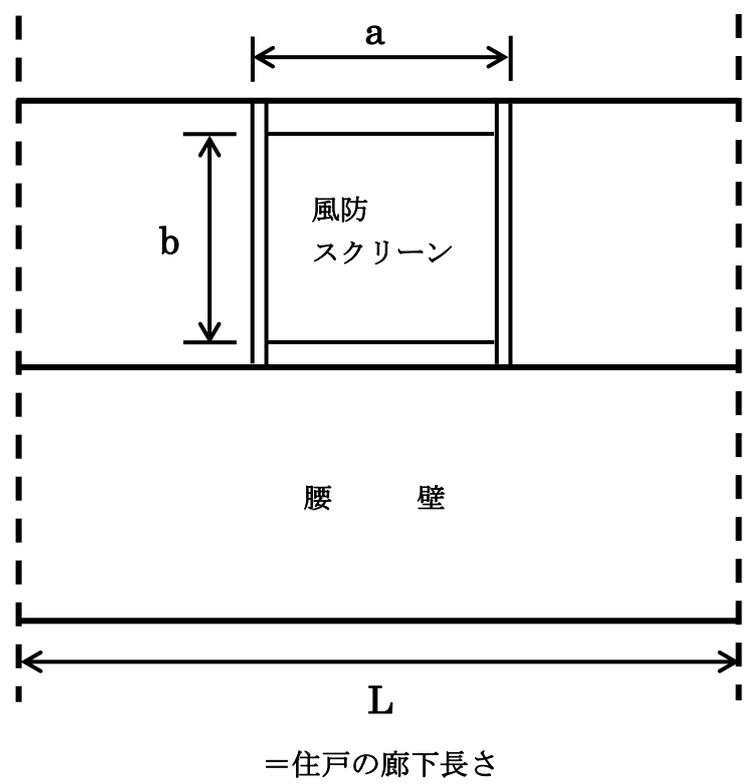
面積の算定について	該当	法第52条、92条
	条文	令第2条1項3号

開放廊下に風防スクリーンを設置した場合の床面積の取扱い

□ 内 容
開放廊下に設置する風防スクリーンの取扱いを下記のとおりとする。

□ 取 扱
床面積の発生しない開放廊下に、次の条件に該当する風防スクリーンを設置する場合は、開放性を阻害しないものとして取り扱う

- 住戸の前面
1. 風防スクリーンの幅は1住戸を単位とし、当該住戸部分の前面の廊下長さの1/3以下かつ2.0m以下であること。
 2. 風防スクリーンの高さは、1.0m以下で、上下に開放部分が確保されていること。
 3. 住戸の出入口の前面に設置されていること。



- 次の1～3を満足すること。
1. $a \leq L/3$ かつ $a \leq 2m$
 2. $b \leq 1m$ で上下に開放部分が確保されていること
 3. 住戸の出入口の前面に設けられていること。

□ 関連資料 昭和61年4月30日建設省指発第115号